様式１（その１）

**火災調査書**

　　年　　月　　日

所属

階級・氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 火災番号 | 　　　　　－ |
| 出火日時 | 　　　　年　　月　　日　　　　時　　　分頃 |
| 覚知 | 月　　日　　時　　分 | 覚知方法 | □119（報知電話）　 □加入電話□警察電話　□駆け付け□事後聞知　□その他 |
| 放水開始 | 月　　日　　時　　分 |
| 鎮圧 | 月　　日　　時　　分 |
| 鎮火 | 月　　日　　時　　分 | 火災種別 | □建物　□林野　□車両□船舶　□航空機　□その他 |
| 火　元 | 出火場所 |  |
| 建物名 |  |
| 事業所名 |  | 出火階 | 階 |
| 用途 |  | 業態 |  | 火元区分 | □所有　□管理　□占有 |
|  |  | 年齢 | 歳 | 職業 |  |
| 住所 |  |
| 構造 | □木造　□防火　□準耐火（木）□準耐火（非）　□耐火　□その他 | 階数 | 地上　　階 |
| 地下　　階 |
| 焼損程度 | □全焼　□半焼　□部分焼　□ぼや | 令別表用途 | (　　)項 |
| 建築面積 | ㎡ | 延べ面積 | ㎡ |
| 焼損床面積 | ㎡ | 焼損表面積 | ㎡ |
| 損　害 | 焼損棟数 | 全焼 | 棟 | 火災による死傷者 | 死者 | 人 |
| 半焼 | 棟 | 傷者 | 人 |
| 部分焼 | 棟 | り災世帯 | 世帯 |
| ぼや | 棟 | り災人員 | 人 |
| 計 | 棟 | 損害額 | 円 |
| 原　因 | 出火箇所 | 発火源 | 経過 | 着火物 |
|  |  |  |  |
| 気　象 | 天候 |  | 気温 | ℃ | 湿度 | 相対 | ％ |
| 風向 |  | 積雪 | ㎝ | 実効 | ％ |
| 風速 | m/s | 気象注意報等 |  |

様式１（その２）

|  |  |
| --- | --- |
| 火災・原因概要 |  |
| 発見状況 |  |
| 通報状況 |  |
| 初期消火状況 |  |
| 原因判定理由 |  |
| 備考／予防対策等 |  |

様式１（その３）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火管理者 | 氏名 |  | 職業 |  |
| 防火管理状況 | □添付資料による（　　　　　　　　　　） |
| □消防計画　□避難訓練　□消火訓練　□統括防火管理□防火対象物定期点検報告制度　□防炎物品 |
| 特記事項 | □添付資料による（　　　　　　　　　　） |
|  |
| 立入検査 | 立入検査実施日時 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 指摘事項等 | □添付資料による（　　　　　　　　　　） |
|  |
| 危険物施設等 | 特記事項 | □添付資料による（　　　　　　　　　　） |
|  |
| 消防用設備等の設置状況・住宅防火対策 | □添付資料による（　　　　　　　　　　） |
| 消火器具 | 屋内消火栓設備 | スプリンクラー設備 | 水噴霧消火設備等 | 屋外消火栓設備 | 動力消防ポンプ | 自動火災報知設備 | 漏電火災警報器 | 非常警報器具・設備 | 避難器具 | 誘導灯・標識 | 消防用水 | 連結送水管 | 排煙設備 | 連結散水設備 | 非常コンセント設備 | 無線通信補助設備 |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| 住宅用消火器 |  | 住宅用スプリンクラー | 簡易消火具 | 住宅用自動消火装置 | 住宅用火災警報器 | 住宅用自動火災報知設備 |  |  |  |  |  |  | 防炎品 |
| 寝具類 | 衣服類 | カーテン・布製ブラインド | じゅうたん等 |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| 設備等名称 | 使用状況・(不)作動状況等 |
|  |  |
| 備考 |  |

様式２

|  |  |
| --- | --- |
|  | 火災番号　　　　　　　　　　　― |
| 火　災　原　因　判　定　書火災番号　　　　　の火災について、次のとおり判定した。年　　月　　日所　　　属　階級・氏名　 |
|  |

様式３

|  |  |
| --- | --- |
|  | 火災番号　　　　　　　　　　　― |
| 出火出動時における見分調査書火災番号　　　　　の火災について、　　　　　として消防活動に従事し、次のとおり見分した。年　　月　　日所　　　属　階級・氏名　 |
| １　出動途上における見分状況２　現場到着時における見分状況３　消防活動中における見分状況 |

様式４

|  |  |
| --- | --- |
|  | 火災番号　　　　　　― |
| 実況（鑑識）見分調査書（第　回）火災番号　　　　　の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。年　　月　　日所　　　属　階級・氏名　 |
| 見分日時 | 年　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分　　開始年　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分　　終了 |
| 場所及び物件 |  |
| 立会人氏名 |  |
|  |

様式５

|  |  |
| --- | --- |
|  | 火災番号　　　　　　　　　　　― |
| 質　　問　　調　　査　　書（第　　回）火災番号　　　　　の火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり申述した。年　　月　　日所　　　属　階級・氏名　 |
| 申述者　　　　　　　　　 | 住所（連絡先） |  |
| 氏名 |  |
| 聴取日時 | 　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　時　　　分頃 |
| 聴取方法 | □立会い　　□電話　　□メール　　□その他（　　　　　） |
|  |

様式６（その１）

**損害調査書**

　　年　　月　　日

所属

階級・氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 火災番号 | 　　　　　－ |
| り災番号 |  | り災場所 |  |
| 関係者氏名 |  | 区分 | □所有　□占有　□管理　□その他 |
| り災種別 | □建築物　□車両　□船舶　□航空機　□その他 |
| 建築物 | 構造 | □木造　□防火　□準耐火（木）□準耐火（非）　□耐火　□その他 | 階数 | 地上　　階 |
| 地下　　階 |
| 用途 |  |
| 建築面積 | ㎡ | 延べ面積 | ㎡ |
| 焼損程度 | □全焼　□半焼　□部分焼　□ぼや |
| り災程度 | 全損 | 半損 | 小損 | 合計 |
| 世帯　　人 | 世帯　　人 | 世帯　　人 | 世帯　　人 |
| 車両・船舶・航空機 | 運転者氏名船長・機長 |  | 登録番号船名・機名 |  |
| 自家用・営業用トン数 |  | 車両種別船種・機種 | 年　　　月 |
| 用途 |  | 取得年月 | 年　　　月 |
| 建築時単価・取得金額 | 円 | 経過年月 | 年　　　月 |
| 損害状況 | 焼損床面積 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 計 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 焼損表面積 | ㎡ | 焼き損害額 | 円 |
| 損害状況等 |  | 消火損害額 | 円 |
| 爆発損害額 | 円 |
| 合計 | 円 |
| 収容物・積載物損害状況 | 焼き損害額 | 消火損害額 | 爆発損害額 | 合計 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| □損害算定書類添付 | 損害額合計 | 円 |
| 備　考 |  |

様式６（その２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| り災番号 |  | り災場所 |  |
| 関係者氏名 |  | 区分 | □所有　□占有　□管理　□その他 |
| り災種別 | □建築物　□車両　□船舶　□航空機　□その他 |
| 建築物 | 構造 | □木造　□防火　□準耐火（木）□準耐火（非）　□耐火　□その他 | 階数 | 地上　　階 |
| 地下　　階 |
| 用途 |  |
| 建築面積 | ㎡ | 延べ面積 | ㎡ |
| 焼損程度 | □全焼　□半焼　□部分焼　□ぼや |
| り災程度 | 全損 | 半損 | 小損 | 合計 |
| 世帯　　人 | 世帯　　人 | 世帯　　人 | 世帯　　人 |
| 車両・船舶・航空機 | 運転者氏名船長・機長 |  | 登録番号船名・機名 |  |
| 自家用・営業用トン数 |  | 車両種別船種・機種 | 年　　　月 |
| 用途 |  | 取得年月 | 年　　　月 |
| 建築時単価・取得金額 | 円 | 経過年月 | 年　　　月 |
| 損害状況 | 焼損床面積 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 計 |
| ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 焼損表面積 | ㎡ | 焼き損害額 | 円 |
| 損害状況等 |  | 消火損害額 | 円 |
| 爆発損害額 | 円 |
| 合計 | 円 |
| 収容物・積載物損害状況 | 焼き損害額 | 消火損害額 | 爆発損害額 | 合計 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| □損害算定書類添付 | 損害額合計 | 円 |
| 備　考 |  |

様式７

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 火災番号　　　　― | 死傷者番号　　　 |
| 死　傷　者　の　調　査　書火災番号　　　の火災について、調査した結果は次のとおりである。　　　　年　　　月　　　日所　　　属　階級・氏名　 |
| 死傷者の情報 | 氏　　名 |  | 発生区分 | □火元□類焼□建物外 | 出火者 | □本人□他人□不明 |
| 生年月日 | 　　　　　年　　月　　日（　　歳） |
| 職　　業 |  | 性別 | □男　□女　□不明 |
| 死　　　　　者 | 死者の発生場所 |  | 区分 | □４８時間　□３０日死者 |
| 死　者　の　状　況 | 作業中 | □仕事中　□仕事外　□在校中　□在校外　□その他 |
| 火気取扱 | □喫煙中　□暖房器具取扱中　□炊事中　□その他取扱中　□不明 |
| 死因 | □一酸化炭素中毒・窒息　□火傷　□打撲・骨折等　□自殺　□その他　□不明 |
| 起床 | □就寝中　□起床中　□不明 |
| 飲酒 | □飲酒なし　□飲酒あり　□泥酔　□不明 |
| 傷病 | □傷病なし　□傷病あり　□不明 |
| 寝たきり | □寝たきり　□不明 |
| 身体不自由者 | □障害区分不明　□その他の身体不自由者　□移動障害　□視覚障害　□聴覚障害　□盲聾二重障害　□その他の障害　□不明 |
| 死 者 の 発 生 し た 経 過 | 発見の遅れ | □熟睡　□泥酔　□病気・身体不自由　□その他 |
| 判断力・体力 | □乳幼児　□泥酔　□病気・身体不自由　□老衰　□その他 |
| 早期延焼拡大 | □ガス爆発　□危険物燃焼　□その他 |
| 避難の機会を逃す | □狼狽　□持出品・服装　□火災をふれまわる　□消火中　□救助中　□その他 |
| 逃げ切れなかった | □身体不自由　□延焼拡大　□避難経路誤り　□出入口施錠　□その他 |
| 内部進入 | □救助・物品搬出　□消火　□その他 |
| 着衣着火 | □喫煙中　□炊事中　□採暖中　□たき火中　□火遊び中　□その他の火気取扱中　□その他 |
| 殺人・自損 | □放火自殺　□放火自殺の巻添え　□放火殺人　 |
| その他 | □その他　□不明　□調査中 |
| 出火時同一の建物等にいた人数 | 同棟・車両等 | 　　　　　　人 | 同室等 | 　　　　　人 |
| 負　　傷　　者 | 受傷部位及び内容 |  | 負傷程度 | □重症□中等症□軽症 | □３０日死者 |
| 避難方法 | □自力避難（施設）　□自力避難（器具）　□自力避難（その他）□消防隊による救助　□避難の必要なし　　□その他 |
| 受傷原因 | □火炎にあおられる、高温の物質に接触　□煙を吸う　□飛散物、擦過　□放射熱　□飛び降り□その他 |
| 受傷状況 | □消火中　□避難中　□就寝中　□作業中　□その他 |
| 特　記　事　項 |  |

様式８

　　第　　号

年　　月　　日

住　　所

　職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）殿

消防本部名

職名・氏名

**資料提出命令書**

 （出火日時）頃、（出火場所）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第３２条・第３４条）第１項の規定に基づき下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第４４条の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

年　　月　　日までに、　　　　　　　　　　　　　　　を　　　　　　　に提出すること。

教　示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に　　　　　　　　に対して審査請求することができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に　　　　　　　　を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において　　　　　　　　を代表する者は　　　　　　　　となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に　　　　　　　　を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式９

　　第　　号

年　　月　　日

住　　所

　職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）殿

消防本部名

職名・氏名

**報告徴収書**

 （出火日時）頃、（出火場所）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第３２条・第３４条）第１項の規定に基づき、下記事項を　　　　年　　月　　日までに　　　　　に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第４４条の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

教　示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に　　　　　　　　に対して審査請求することができる。

また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に　　　　　　　　を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において　　　　　　　　を代表する者は　　　　　　　　となる。）。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に　　　　　　　　を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。